

札幌市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)5月19日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

札幌市病院事業使用料及び手数料条例(昭和41年条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者初診加算額の項及び再診患者加算額の項中「算定方法による診療情報提供料の額の最高額に相当する額に100分の108を乗じて得た額の範囲内で管理者が定める額」を「健康保険法の規定により保険医療機関相互の機能の分担及び業務の連携のための措置として選定療養に関し厚生労働大臣が定める金額の最低額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の診療その他の業務に係る使用料について適用し、同日前の診療その他の業務に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

健康保険法の一部改正等に伴い、市立札幌病院における非紹介患者初診加算額及び再診患者加算額を厚生労働大臣の定める最低額に改定するため、本案を提出する。